

令和 2 年 3 月 4 日

各府省健康管理担当課長 殿

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

新型コロナウイルスに感染した職員に対する指導区分の決定及び
事後措置に係る手続について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生し、一部地域には小規模患者集団が把握されている状態になっており、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和 2 年 2 月 2 5 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）などが示されているところです。また、職員が新型コロナウイルスに感染する事例も生じており、今後、更に同様の事例が生じる可能性があります。このため、各府省において、新型コロナウイルスに感染した職員に対し、指導区分の決定及び事後措置を実施する場合に迅速に対応できるよう下記のとおり取り扱うこととしました。

各府省におかれては、引き続き、職員の健康保持のため必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

記

- 1 仮に職員が、医師により新型コロナウイルス感染症又は新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断された場合の職員に対する人事院規則 1 0 — 4（職員の保健及び安全保持）（以下「規則」という。）第 2 3 条第 1 項に基づく指導区分の決定について、健康管理医に相談し、あらかじめ健康管理医が当該場合についての指導区分を決定した場合、以後新型コロナウイルスに感

染した職員の指導区分については、同項に規定する「健康診断又は面接指導を行った医師が健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員については、その医師の意見書及びその職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を健康管理医に提示し、別表第4の指導区分欄に掲げる区分に応じて指導区分の決定を受け」たものとして取り扱って差し支えない。

- 2 仮に職員が、医師により新型コロナウイルス感染症又は新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断された場合の職員に対する規則第24条第2項に基づく就業の禁止について、健康管理医にあらかじめ意見を聞いた場合、以後新型コロナウイルスに感染した職員の就業の禁止については、人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福一691）第24条関係第2項に規定する「あらかじめ健康管理医の意見を聞き」たものとして取り扱って差し支えない。

以 上